

手続きを忘れずに！

国民健康保険・老人保健 からのお知らせ

【国民健康保険】

春は新生活がスタートする季節です。国民健康保険に加入している方が他市町村へ転出する時や新しく職場の健康保険に入った時、またはこれまで職場の健康保険に入っていた方がやめた時などは、国保の加入や喪失の手続きが必要となります。

表①にある手続きに必要な書類等を用意して、本人または家族の方が14日以内に届出を行ってください。

▼加入の届出が遅れると

◎国保に加入する日とは、届出をした日ではなく、資格が発生した日(転入日、職場の健康保険をやめた日など)です。そのため、届出が遅れると加入者は被保険者の資格を得た日までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

▼喪失の届出が遅れると

◎国保に加入していた方が職場の健康保険に入っても、届出をしなければずっと国保に加入しているものとみなされま

す。また、資格喪失日以降に国保の保険証で医療機関にかかると、国保が医療機関に支払った医療費を返還していただくこととなります。

早めに届出をして、正しい保険証を使うようにしてください。

【退職者医療制度】

会社などを退職し、国保に加入している年金受給者の方で、次の条件に該当する場合には退職者医療制度の適用となります(切替による本人負担区分の変更はありません)。

- ①厚生年金・共済年金の受給者で加入期間が20年以上、あるいは40歳以降の加入期間が10年以上の方。
- ②老人保健の適用を受けていない方。

今後対象になる方には更新された保険証を郵送します。ただし、被扶養者の認定には届出が必要で、なお、すでに退職者医療制度の届出をされた方(保

険証に^②マークの入っている方)は手続きの必要はありません。

※保険証に変更があった時は、町への届出のほかに、医療機関の窓口へ保険証を提示し、変更があったことを申し出てください。

【老人保健】

75歳以上、または65歳から74歳までの方で一定の障害があり、町長の認定を受けた方は老人保健の対象となります(昭和7年9月30日以前に生まれた方は引き続き老人保健の診察となります)。

対象者には医療受給者証が発行されます。医療機関にかかる時は、保険証と一緒に提示してください。

その他に、表②のような異動、変更などが生じた時は、忘れずに町へ届けてください。

◎問い合わせ 町民課

☎内線 247・274

表①

国民健康保険

	こんなとき	手続きに必要なもの
入るとき	転入したとき	印鑑、国民健康保険証(一部転入のとき)
	職場の健康保険をやめたとき	印鑑、健康保険の資格喪失証明書等年金手帳(60歳未満の方)年金証書(厚生年金・共済年金の年金受給者で加入期間が20年以上、あるいは40歳以降の加入期間が10年以上の方)
	子どもが生まれたとき	印鑑、国民健康保険証、母子手帳
やめるとき	転出するとき	印鑑、国民健康保険証
	職場の健康保険に入ったとき	印鑑 国民健康保険証と職場の健康保険証
	死亡したとき	印鑑、国民健康保険証
その他	住所・世帯主・氏名が変わったとき	印鑑 国民健康保険証
	保険証をなくしたとき	身分を証明するもの、印鑑
	修学のため子どもが他市区町村に転出するとき	印鑑、在学証明書 国民健康保険証
	退職者医療制度に該当したとき	印鑑、年金証書、国民健康保険証
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	印鑑 国民健康保険証

表②

老人保健

	こんなとき	手続きに必要なもの
入るとき	65歳を過ぎて寝たきりになったとき	身体障害者手帳 健康保険証 印鑑 国民年金証書または医師の診断書
	転入したとき	印鑑 健康保険証 身体障害者手帳(65歳以上の一定の障害をもつ方)
やめるとき	転出するとき	印鑑 老人医療受給者証
	死亡したとき	印鑑 老人医療受給者証
その他	町内で住所が変わったとき	印鑑 老人医療受給者証
	加入している健康保険が変更したとき	新しい健康保険証 老人医療受給者証 印鑑

※窓口で、保険証を交付するときは運転免許証等で本人確認をしています。提示がない場合は、配達記録で郵送します。